

## 住生活リテラシー・プラットフォーム 規約

(名称)

第1条 本会は、住生活リテラシー・プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）と称する。

(目的)

第2条 プラットフォームは、人々が長期的な人生設計や様々なリスクを考慮して住まいについて判断し、行動できるよう、住まいのリテラシー向上に資する取組を推進することで、適切な住宅の維持管理や継承がなされていく社会システムの構築に寄与することを目的とする。

(活動内容)

第3条 プラットフォームは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- 一 住まいのリテラシー向上に向けた全国への情報発信・展開・普及に関する活動
- 二 会員間の課題・先進的な取組等の情報共有、相互啓発、連携強化に関する活動
- 三 その他プラットフォームの目的を達成するために必要な活動

(総会)

第4条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、定期総会を年一回開催するほか、運営委員会が必要と認めたときに開催する。
- 3 総会は、必要に応じて、書面またはオンラインによる開催とすることができる。
- 4 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 6 総会には、必要に応じて会員以外の者の出席を求めることができる。
- 7 総会は、プラットフォームの設立及び解散を決議するほか、次の事項を議決する。
  - 一 本規約の制定・改廃
  - 二 当該年度の活動方針
  - 三 その他プラットフォームの運営に関して重要な事項

(運営委員会)

第5条 プラットフォームに運営委員会を設置する。

- 2 運営委員会は、総会において選任する企業、地域、関連団体等により構成する。
- 3 運営委員会の委員長は、総会において選任する。
- 4 運営委員長は、プラットフォームの運営を統括する。
- 5 運営委員長の任期は1年とし、選任された総会の次の定期総会までとする。  
ただし、再任は妨げない。

- 6 運営委員会は、次の事項を審議するため、必要に応じて開催する。
  - 一 総会に提出すべき事項
  - 二 総会から委任された事項
  - 三 プラットフォームの事業の執行方法に関する事項
- 7 運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会が決定する。

(会員)

第6条 会員は、プラットフォームの趣意に賛同する関連団体、地方公共団体等により構成する。

- 2 会員は、必要に応じて、各種情報提供やプラットフォームの取組に関する周知等の協力を行うこととする。

(会費)

第7条 会費の徴収は当面行わない。ただし、総会の議を経て必要と認められるときは、プラットフォームの運営に必要な実費の負担を会員に求めることができる。

(入会・退会・除名)

第8条 会員として入会しようとする者は、運営委員会に入会申込書等の必要な書類を提出するものとし、運営委員会において、必要に応じて他の会員とも協議を行いながら、プラットフォームの活動に貢献できると認められる場合には入会を承認することとする。

- 2 退会しようとする会員は、事務局に書面をもってその旨を届け出なければならない。
- 3 会員がプラットフォームの名誉を毀損、又は秩序を乱した場合は、運営委員会の議決により当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明する機会を与えなければならない。
- 4 会員への連絡の取れない状態が6ヶ月以上継続した場合には、運営委員会の議決により、当該会員を退会させることができる。

(オブザーバー)

第9条 オブザーバーは、プラットフォームの趣意に賛同する政府機関、関連団体等により構成する。

- 2 オブザーバーは、必要に応じて、各種情報提供やプラットフォームの取組に関する周知等の協力を行うこととする。
- 3 オブザーバーとしてプラットフォームに参画しようとする者は、運営委員会に参画申込書等の必要な書類を提出するものとし、運営委員会においてプラットフォームの活動に協力できると認められる場合には参画を承認することとする。
- 4 オブザーバーは、総会及び運営委員会に参加することができる。ただし、当該会議において認められた限りにおいて発言権を有するが、議決権は有しない。
- 5 退会しようとするオブザーバーは、運営委員会に書面をもってその旨を届け出なければならない。
- 6 オブザーバーがプラットフォームの名誉を毀損、又は秩序を乱した場合は、運営委員会の議決により当該オブザーバーを除名することができる。ただし、当該オブザーバーに弁明する機

会を与えなければならない。

7 オブザーバーへの連絡が取れない状態が6ヶ月以上継続した場合には、運営委員会の議決により、当該オブザーバーを退会させることができる。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関して必要な事項は、運営委員会が本規約と別に定める。

附則

この規約は、令和6年3月27日から施行する。